

イギリスにおける義務必修性教育の授業展開

——政府妥協案の形式性と PSE 型サイエンス——

広瀬 裕子

- I はじめに
- II 国策概要 政府妥協案の形
 - 1 1987年 DES circular 11/87 「学校における性教育」
 - 2 1994年 DFE circular 5/94 「1993年教育法：学校における性教育」
 - 3 2000年 7月 DfEE0116/2000 「性と人間関係の教育に関する手引き」
 - 4 桎梏の形
- III 性教育の実施動向 全国地方行政当局アンケート調査
 - 1 実施率
 - 2 性教育実施に関わる諸問題と対応
 - 3 状況と提案
- IV 性教育授業の実際——ケンブリッジの場合
 - 1 調査の経緯
 - 2 自治体の研修
 - 3 各学校の性教育運営
 - (1) Chesterton Community College の場合——独立授業方式
 - ① 学校概要
 - ② 性教育方針書
 - ③ 授業の運営と計画
 - ④ 生徒の妊娠
 - ⑤ “長期的安定的な関係”
 - ⑥ 親の理解
 - ⑦ OFSTED の評価
 - (2) The Netherhall School の場合——専門担当者方式
 - ① 学校概要
 - ② 授業の運営と計画
 - ③ 企業スポンサー

- ④ 生徒の授業評価
- ⑤ 親に対する説明
- ⑥ OFSTED の評価
- (3) Impington Village College の場合——コーディネーター方式
 - ① 学校概要
 - ② 授業の運営と計画
 - ③ 学内研修
 - ④ OFSTED の評価
- (4) ムスリムコミュニティの理解
- V PSE 型サイエンス——Chesterton Community College の授業例
- VI 政府妥協案の形式性

I はじめに

1994年度からイングランド、ウェールズの全中等学校で、サイエンス部分を必修とする形の性教育制度が開始する。性教育を義務教育として学校教育に導入したこの政策は、多様化した社会の安定化策の一環で、生徒の自助自律的生活姿勢の涵養を目指すものである。子どもに直接対面する学校、教師の中にも、生徒が無知故に社会的不利益を被らないように性教育の実施が必要であるという認識があり、そういう意味では制度導入に実践現場の積極的な対応があった。

必修部分をサイエンスに限定したこの制度は、その制度的担保としてそれ以外からは親が子どもを退席させる権利を認めた。この措置は、道徳的正当右派による強硬な反対ロビーに対処する交渉の過程で入れられたものである。いわば性教育を制度化しようとする政府案に、反対派によって課せられた「桎梏」である。

この「桎梏」を抱えた制度が実際にどのように実践されたのかをみるのが小論の目的である。1993年から1995年にかけてケンブリッジ地域で実施した関係者に対するインタビュー、及び参観した授業記録を題材に、性教育の実施形態をみていくことにする。

ここからはPSE型サイエンスともいうべき、「桎梏」に対して反作用的に構想された実践が浮かび上がる。

II 国策概要 政府妥協案の形

性教育制度の特徴を概観する。

1960年代の自由主義的時期を経、人々の価値観、生活スタイルは大きく変化した。また経済の停滞、市場構造の変化をイギリスは経験することになる。

そうした中で、社会の再編安定化は国の重要課題であった。小さい政府、自助努力を掲げた1980年代のサッチャー内閣は、人々の社会への所属の仕方をナビゲートする手法で幾つかの政策を展開する。学校教育にその主要な一翼を期待したのは指摘するまでもなく、教育は改革の重要な部分であった。そこでは学業成績の向上とともに、生徒ひとり一人の生き方、人間関係の形成が課題となった。性教育の制度化、更に義務必修化はその具体策の一部であり、労働党政権になってからの社会的排斥（Social Exclusion）対策、シティズンシップの教育プログラムへと繋がっていくものである。

学校における性教育の本格的な制度化は、世論の支持を背景に1986年第2教育法が全ての公立学校に性教育の実施を検討させることで開始する。その後、1988年教育改革法の制定、1993年教育法の制定と、法制化が進む¹⁾。

この中央政府の方針は、以下の3つの文書で公にされている。第1は1986年第2教育法の制定を受けて出された1987年の回状、第2は1993年教育法を受けて出された1994年の回状、そして第3はこの制度がある程度定着した2000年に出された手引書である。

1 1987年 DES circular 11/87 「学校における性教育」

1986年第2教育法が性教育の制度化に積極的に言及したのを受け、具体的な対応のための指針として教育科学省（Department of Education and Science, DES）は、翌年回状11/87「学校における性教育（Sex Education at School）」を出した。性教育の制度的な枠組みと実施方法などを解説すると同時に、幾つかの留意的を示している。

性教育に関しては親の中心的役割を確認し、しかし実際には全ての親が子どもと性について語るができるわけではない状況にあるとして、学校における性教育の実施が必要であるとした。「道徳的関心と家族生活の価値（Moral consideration and the value of family life）」を性教育の基本コ

ンセプトとし、各学校が性教育を実施するかどうかは学校理事会の判断に委ねた。回状は次のように言う。

「性教育のプログラムが目的とするものは客観的で、また均衡の取れた方法で、事実を提示することであると考え。それによって生徒たちが今日の社会での性に対して関わり方や行動の仕方を幅広く理解できるようにすることである。何が合法で何が違法かを知ること、すなわち、自分自身の態度について考え、情報や根拠を得、学校に通っている間、そして成人後に実際にどういう態度を取ったらよいかについて責任のある決定がなせるようにすることである。身体的な観点からの性行動を教える時は、生徒たちが自己規制、自己の尊厳、自他を尊重することの重要性を、および、気楽な、あるいは乱交的な関係を持つ身体的、感情的、道徳的な危険性を認識できるような、明確な道徳的枠組みの中でやるようにするべきである。学校は両性ともに性に関する事柄に責任をもった行動をしなければならないという認識を育むべきである。生徒たちは安定的な結婚や家庭生活の利点、親としての責任を重視できるような手助けを得るべきである。」²⁾

2 1994年 DFE circular 5/94 「1993年教育法：学校における性教育」

性教育の義務必修化を定めたのは1993年教育法である。同法は中等学校において性教育の実施を義務づけ、生物学的視点に限ったサイエンス部分を全生徒必修とした。同法の制定を受けて、教育省 (Department for Education, DFE, 旧教育科学省) は、翌年回状 5/94 「1993年教育法：学校における性教育 (Education Act 1993: Sex Education in Schools)」を発する。新制度を解説すると同時に、留意点を記している。

1987年回状と同様に、子どもを育てる親の一義的責任と学校の補佐的位置づけを確認し、教育内容に関して親の意向を考慮する必要を説いた。また、生徒に自分の生活と人間関係に責任を持つよう指導せよとし、安定した家族生活、結婚、親としての責任のサポートを指導内容に想定した。

同法は、サイエンスには「生物学的観点以外の人間の性的行為」³⁾は含ま

ないとし、サイエンス以外の性教育からは、親が希望すれば子どもを退席させられるとした。この権利は、親は学校に対して子どもを退席させる理由を述べる必要も代替措置について知らせる必要もない、無条件の権利である。

3 2000年7月 DfEE0116/2000 「性と人間関係の教育に関する手引き」

制度実施約6年を経た2000年に、前回状に代わる新しい指針として「性と人間関係の教育に関する手引き (Sex and Relationship Education Guidance)」が出される。タイトルを単に「性教育」とせずに「性と人間関係の教育」としたところに、性教育を生き方の教育であるとする姿勢がより明確になっている。同時に、前年の1999年に改定されたナショナル・カリキュラムとの連関で、そこに新設されたシティズンシップ教育がリンクされる。前回状にくらべて文体の緊張感が和らぎ、記述がより具体的になっている。例えば子どもたちに理解させるべきことは次のように言う。

「知識と理解

- a) それぞれの段階の身体的発達の学習と理解
- b) 人間のセクシュアリティ、生殖、性的な健康、感情、人間関係の理解
- c) 避妊と、各地域行政のまた国レベルの性の健康、避妊に関する助言機関や支援サービスの学習
- d) 性的活動を遅らせる理由とそこから得られる利益についての学習
- e) 無計画な妊娠の防止」⁴⁾

4 桎梏の形

この制度の特徴は、全生徒を対象に価値観や生活姿勢をケアする方向を目指しながらも、親の意向（これは性教育に反対する親ということであるが）を考慮し、生物学的視点に限ったサイエンスのみ必修とした点である。そし

てそれ以外からは親が子どもを退席させることを認めた⁵⁾。メインの部分で生物学的視点に設定せざるを得なかったこの措置は、性教育を価値観の教育であるとした政策の質に変更を迫る可能性を持つ。大きな桎梏を抱えた形でこの制度はスタートすることになった。

Ⅲ 性教育の実施動向 全国地方行政当局アンケート調査

1 実施率

各学校で、この政策はどのように受けとられたのであろうか。1991年に性教育協会 (Sex Education Forum)⁶⁾が中心となってイングランドおよびウェールズの全地方教育当局 (Local Education Authority, LEA) を対象に性教育の実施状況に関するアンケート調査を実施した⁷⁾。この時期は義務化前の、性教育の実施に自主的判断が可能であった時期であり、各学校の姿勢をある程度うかがうことができる。地方行政当局が把握している限りで、実施せずを決定した中等学校は0%となっている。(表1参照)

表1 LEA が把握している性教育方針を持っている学校数 %

	全学校	小学校	中等学校	特殊学校
性教育方針あり	70	67	84	69
性教育方針まだ無し	25	28	16	24
性教育実施せず	6	5	0	1

2 性教育実施に関わる諸問題と対応

学校が性教育を実施するにあたってネックとなるものをLEAに3つあげてもらったところ、次のような項目が挙がった。

- ・教える自信のない教師、教えることに困惑する教師 68%（この事項を挙げた LEA の割合、以下同様）
- ・ナショナルカリキュラムの義務化と、準備時間、時間割の空き、資料不足の板挟み 41%
- ・「論争的な事柄」（同性愛、レズビアニズム、HIV/AIDS、性的虐待を含む）の扱い方 21%
- ・性教育方針を常時改定する学校理事会の責任 19%
- ・親との具体的な話し合い 17%
- ・適切で最新の情報を得ること 16%
- ・多信仰、多文化という状況での授業方法 12%
- ・財政的措置 12%
- ・小学校段階に関する事柄 11%
- ・1988年地方行政法のセクション28⁸⁾や、16才以下の子どもに対する避妊指導に関する Gillick 判決⁹⁾との関連での法的な拘束性 9%

セクシュアリティを扱う教科であるが故の教師の力量の問題と、制度を具体化するために政府案を解釈する作業、そしてもう1つ、政府案が抱えた「桎梏」部分にどう対処するかに関わる困惑が、クリアすべき課題として認識されていた。

自治体主催の研修は、教員に対するものは96%の LEA が、学校理事を対象にするものは76%の LEA が実施し、42%の学校理事会がそれに参加している。他の機関と合同の事業運営も一般的で、95%の LEA は同じ管区内の健康当局 (District Health Authorities) と、21%は管区委員会 (Diocesan Boards) と、69%はその他の組織と関係を図っている。その他の組織としては家族計画協会 (Family Planning Association)、法制化された HIV/AIDS 事業 (statutory HIV/AIDS services)、ブルック助言センターの教育研修部門 (Brook Advisory Centres Education and Training Unit)、そして健康教育当局 (Health Education Authority) が多く挙げられている。

3 状況と提案

同調査は、以下のように状況を要約している。

- a) 性教育調査の方法，学校理事に対しての研修の中身，学校に付与された権限の範囲は，地域によって差がある。
- b) 新制度に関して不明確な流動部分がある。例えば，ナショナル・カリキュラムの中で行われる性教育の範囲，学科横断的授業の方法，学校理事会が定める「性教育方針書」の位置づけ，それから地域行政，中央行政，学校理事会，教員，親のそれぞれの役割と責任の範囲などである。
- c) 法制関連で，対応の可能性に不安が持たれている。例えば，親，学校理事，地域から信任を得られるかどうか，1988年地方行政法セクション28の同性愛の扱い条項，Gillick 事件が提起した16才未満の子どもに対する避妊指導問題がある中で，実際に有効な指導ができるかどうかなどである。

これらを踏まえて同調査報告書は，更なる現状把握の必要性を提起し，明確な指針の提示が急務であることと各種研修の充実，効果的な地域レベルでの組織づくりの必要を訴えた。

この調査からは，性教育の実施に向けて全国的に積極的な対応があったこと，政府案の相矛盾する要素も含めて流動的な部分に対しては，各自治体，学校レベルで試行錯誤しながら対処の方法が模索されていたことが分かる。

Ⅳ 性教育授業の実際 ケンブリッジの場合

1 調査の経緯

実際に各学校で，この「桎梏」を含む制度がどのように実践されているのか，ケンブリッジを例に見ていくことにする。

1994年から1995年にかけて広瀬は在外研究でケンブリッジ大学に滞在し、その間にケンブリッジ市のコンプリヘンシブスクール（公立中等学校）のひとつである Chesterton Community College（以下 Chesterton）で1994年度の Year7¹⁰のサイエンスの中で行われた性教育を参観した。時期はイースター学期にあたる1995年の3月から5月にかけての、イースター休暇を挟んだ4週間であった。Chesterton は、広瀬の在外研究期間に広瀬の子ども2人を通わせた地元の中等学校であり、そのうちの一人の授業に親としての参観の許可を得た。更に子どもに授業を通訳したいという理由で、性教育に当たる部分全てに参加することができた。この年はイギリスの中等学校で性教育の義務必修化が実施された初年度に当たる。

1995年7月に、同じく Chesterton で、性教育の学校全体の責任者である E. B. Jones 副校長に今度は研究目的であることを伝えてインタビューを行った。その際、そのインタビューに先立って同校で Year7の授業を参観したことを伝えた。

一旦帰国後、翌年1996年の2月から3月にケンブリッジ地区の他の中等学校を2校（3校に申し入れをしたが、返答を得られたのは2校であった）訪問し、性教育の担当者に授業の実施方法等インタビューを行うとともに、同地区のムスリムコミュニティのリーダーに性教育についてのインタビューを行った。各地のムスリムコミュニティは、学校で性教育を実施することに否定的見解を持ち、実際に授業から子どもを退席させる権利を組織的に行使している。このことは先に幾つかの学校を訪問した際、ことごとく指摘されたことであり、したがってインタビューリストに入れた。また、訪問した内の1校で、初等教育の性教育授業を1時間参観した。

これらの学校訪問、インタビューに先行し、性教育の義務必修化を翌年度に控えた1993年11月に、ケンブリッジ州の自治体の研修事業を担っているアドバイザー、Ruth Joyce に会う機会を得、研修の形態や実際に関してインタビューすると同時に、教員対象の研修の様子をケンブリッジ市近郊 Hun-

tingdon の初等学校で参加観察した。

インタビューは広瀬と話し手の間で英語で行い、Ruth Joyce 以外はテープレコーダーに録音した。後日ネイティブスピーカーにテープ起こしを依頼し、英語原稿を得、それを適宜広瀬が和訳した。小論は、インタビュー部分に関してはこれらのテープ、および起こされた英語原稿等を資料としている。インタビューに対応していただいた個人および学校からは積極的に支援が得られた。またムスリムコミュニティのリーダーである Abdul Mabud のインタビューについては、広瀬がイスラム教徒およびコミュニティについて極めて初歩的な理解しかない状況でのインタビューであることに鑑み、話は背景、周辺事情などにも及んだが、小論執筆にあたってはそれらは引用しないという了解の上で録音を許可された。

この間の流れを時系列的に記すと次のようになる。

1993年11月

Ruth Joyce（ドラッグ及び健康教育に関する州アドバイザー County Adviser Drugs and Health Education）による教員対象にした性教育授業研修参観

於 ケンブリッジ市近郊 Huntingdon Junior School

1995年3月～5月

ケンブリッジ市の中等学校 Chesterton Community College
Year7 Science 授業参観

1995年7月21日

ケンブリッジ市の中等学校 Chesterton Community College
性教育担当責任者 E. B. Jones 副校長に対するインタビュー

1996年3月13日

ケンブリッジ市近郊の中等学校 Impington Village College

性教育担当教員 Alex Macfarlane (健康コーディネーター Health Coordinator) に対するインタビュー

1996年3月14日

ケンブリッジ市の初等中等一貫学校 The Netherhall School

性教育担当教員 Jennifer Simms に対するインタビューと初等学校の性教育授業参観

1996年3月17日

ムスリムコミュニティのリーダー Abdul Mabud (イスラミックアカデミー 副理事長 The Deputy Director, Islamic Academy) に対するインタビュー

2 自治体の研修

1993年11月、国際セミナー¹¹⁾参加のため1ヶ月間滞英の折、ケンブリッジ州を担当するドラッグおよび健康教育に関する州アドバイザーの Ruth Joyce に同行し、近郊の町 Huntingdon で行われた教員研修に観察参加することができた。時期としては、翌年度に中等学校の性教育義務必修化を控えた時期である。

州全域の初等中等学校を対象にした研修体制は、一人の州アドバイザー (County Adviser), すなわち Ruth Joyce によって担われている。性教育の研修はドラッグその他健康教育研修の一部として行われており、州内の数百に上る¹²⁾学校全てを対象に申し込みのリストの順番に Joyce が各学校を回って指導に当たっている。

性教育の義務必修化に当っては制度改革を伴ったため、新しい法制度がど

のようなものであるのか、そして具体的に学校はどのように対応すればよいのかといった、校長その他の管理職、学校理事会などに向けた学校運営上の情報提供やアドバイスの他、実際の授業の仕方についての教師のための研修プログラムも用意されている。

広瀬が Joyce に同行した 1993 年末の時期は、まだ教育省 (Department for Education) が具体的な指針を出す前であり、その時点で最もまとまって分かりやすい解説資料として、性教育協会 (Sex Education Forum) が用意した文書「性教育制度の変化 (Changes to sex education provision)」(Briefing - September 1993) が使われていた。約 2300 余語の文書で、法の改正案が議会を通過したいきさつとそれによる改正点の説明があり、それまでに確認された留意点として、この改革がサイエンス以外の授業で生徒の質問に正直に対応することをなんら制限するものではないこと、子どもを退席させる親の権利が圧力団体や子どもを虐待する親に乱用される危惧もあることの 2 点が添えられている。教育省の正式な指針が出されるまでの暫定的解説であるとしたうえで、次のような項目に沿って解説がある。法の条文等をそのまま引用する慎重な解説形態をとっている。

初等学校,
中間学校,
中等学校,
特殊学校,
学校理事の役割,
親は何から子どもを退席させられるのか,
教科横断的授業にどのように影響するか,
学校の授業実施にどのように影響するか。

参観した Joyce の研修授業は、性教育の導入部分に当るプログラムの一

つで、模造紙とフェルトペンを生徒の各班に渡して、性器を含む身体のいくつかの部分のそれぞれについて呼び名や名称を知っているだけ挙げて書かせ、それを題材に性に対する心理的バリアーを崩していくものであった。この授業プログラムは教師用の指導書 *Taught not Caught*¹³⁾にも紹介されているものであるが、時々反対派からスラングなどの登場に不快感が表明されるプログラムでもある。しかし書物自体はベストセラーであり、用語から入る方法もポピュラーである。研修に参加した教師の中には性教育は全く初めての者もあり、照れたり、言葉を濁したりしながら、なんとか対応する場面もあった。

先の全国調査でも指摘されていたが、Gillick 事件及び16才という性交合意可能年齢の規定¹⁴⁾は避妊指導のネックとなっている。しかし十代の望まない妊娠を予防するために16才未満の生徒に対する指導も不可欠でもあり、この矛盾した状況をどのように指針化するかも研修担当者の苦勞するところであった。

3 各学校の性教育運営

ケンブリッジ市はロンドンの北東に位置し、ケンブリッジ大学を中心とした学園都市である。小規模な町の割には世界各国から人が集まっている国際的、多文化的特徴がある。学生を除いた住民登録数は、1991年のセンサス¹⁵⁾で91,933人、大学寮等に居住する学生を入れた総人口は約10万6000人と推定されている。世帯数は約40,000で平均世帯人数は2.24人である。人種構成は、白人94.1%、黒人1.2%、インド・パキスタン・バングラデッシュ系1.7%、中国系1.0%、その他2.0%となっている。また、世帯主で見た経済階層はI分類10.7%、II分類20.1%、III N 分類8.2%、III M 分類11.2%、IV分類6.9%、V分類3.4%である。

町周辺の公立学校には、特に問題校とされる学校はない。永続的住民だけ

でなく数年間のみの在外研究等に従事する大学関係者の子どもも一定割合を占め、生徒の出身国が多彩にわたる学校もある。子どもたちの母語も従って多様である。

今回調査した3校は、校内の性教育運営に関してそれぞれ異なった形態を採っていたが、基本的視角、方向は共通のものであった。すなわち生徒のセルフエスティームの向上、安定的な人間関係の重視、多様な家族形態の尊重、望まない性関係を拒否できる力の涵養、性に関する正確な情報知識の伝達、性に関する偏見や固定観念、そして差別の除去である。

(1) Chesterton Community College の場合——独立授業方式

インタビュー者 性教育担当責任者 E. B. Jones 副校長

① 学校概要¹⁶⁾

学校名：Chesterton Community College

学校のタイプ：コンプリヘンシブ

行政形態：州の管轄下

生徒の年齢層：11から16才

無料食事券割合：18.6%

英語以外の母国語家庭：13.25%

生徒数：各学年200名前後で、Year 7-11全体で男子527、女子471、合計998人。

専任教員数：55.28人

教員一人当りの生徒数割合：18.05：1

Year 7-11全体の平均授業クラス人数：23.11人

Chesterton は、ケンブリッジ地域でも多様な家庭背景の子どもが通う学校である。英語以外を母国語とする家庭が13.25%、すなわち約7軒に1軒

を占める。近隣のバングラデッシュコミュニティの子どもたちに加え、インタビュー当時、ロシア、フィンランド、中国、日本、南米、カナダ出身の子どもたちが在学していた。地域の貧困度の指標に使われている無料食事券割合は18.6%で、これはケンブリッジ平均の7.3%よりかなり高く、全国平均の10.3%¹⁷⁾よりも高くなっている。バングラデッシュコミュニティはムスリムコミュニティでもあり、イスラム教徒の子どもも他校よりは多い。

② 性教育方針書

学校理事会が用意しなければならない「性教育方針書」の一例として同校のものの全文を掲げておく。同校のものは背景説明と本文の2部から成り、1994年に暫定的に制定したものを1995年に改定した手続き等のプロセスも知ることができる。

「Chesterton Community College

性教育方針——1994年7月

背景情報

責任担当者 Mrs E.B. Jones 副校長

改正時 1995年7月

Chesterton の置かれている位置

Chesterton は、ケンブリッジ北部の住宅街にあり、5つのコンプリヘンシブスクールグループのひとつで、11才から16才までの男女共学校である。本校の生徒の出身校は15の初等学校に上るが、大部分は近郊の4校からの進学である。周辺地域は社会的、民族的に多様性を持ち、職種も多様であるが、かなりの割合で大学及び関係施設関係者がいる。

英語を第2言語とする生徒は120名おり（最大規模はバングラデッシュ出身者である）、セクション11の教師¹⁸⁾の支援を受けている。

学校理事は、本校の文化的多様性に配慮し、平等に教育を受けるという原則に則ってそれらを尊重し、ニーズに対応しうる方法を追究している。

指針形成と討議過程

検討グループメンバー Mrs E.B. Jones, 副校長, 議長
Mr J. Hared, 地域代表理事, 体育科主任
Mrs F. Stevens, 親, 理事
Mrs C. Rickards, サイエンス副主任
Mrs C. Nicol, 宗教教育科主任, 人間社会科コーディネーター
Mrs S. King, 技術科主任, 子どもの発達担当
Mrs M. Clarke, 学校看護婦

検討グループによる第1回改正案⇒特別委員会検討⇒検討結果及び実践を考慮した第2回検討グループ修正案⇒全メンバーによる検討⇒特別委員会, 学校理事会カリキュラム委員会への提案⇒学校理事会全体会⇒全スタッフ, 親に対し配付⇒12ヶ月の試験期間を経, 1995年に正式改正

検討項目	会議の形態
	学校人数
	授業モデル
	道徳的枠組み
	婚姻を含む家族生活
	トイレット及び個人衛生
	避妊
	退席の権利

方針本文

1998年教育改革法セクション1は, 学校は「生徒と社会の, 心的 (spiritual), 道徳的, 文化的, 精神的 (mental) そして身体的発達を促し, それら生徒に対して, 成人の生活に備えるための機会, 責任, そして経験を提供する」ようなカリキュラムの提供を定めている。

性教育は, この法制化の大事な部分を占める。本校は, 全生徒が全部の授業を受けることによって, 十分な情報を持って多方面からの判断ができ, そしてまた他人を理解することができるようになることが望ましいという信念を持って授業に当る。

性教育は、肯定的なデート環境は良い自己イメージのために重要であるという理解、また個々人に自分自身の身体に責任を持つという認識を育てる。更に生殖の過程、セクシュアリティというもの、そして人間関係に関する知識を提供する。子どもたちが自分自身の人間関係を責任を持ち健康的な方法で作れるような技術と心構えを得ることができるようにする。(ナショナル・カリキュラム Doc. 5)

生徒は、家族が、愛着、愛情と気づかいを育てるのに中心的なそして重要な役割を果たしていることを理解し、価値を置くことが必要である。

性教育の実施は本校の機会均等、子ども虐待、いじめに関する指針にも影響する。性教育は、子どもたちが自分の権利を確認し、望まない身体接触あるいはそれ以上のものを拒否することができ、これらに関して話し合うことができるようにするものである。

本校は、親が、ナショナル・カリキュラム・サイエンス規則に定められている部分以外の性教育の全て、或いは一部から息子／娘を退席する権利を認識している。本校は親が判断をするための情報提供を文書、会合を通じ喜んで支援する。また家庭で親が性教育をする場合の援助もしたい。」

③ 授業の運営と計画

同校の性教育は、サイエンス、PSE¹⁹⁾の教科ごととにそれぞれの担当者が個別に実施する形態をとっている。各教科の主任同士は話し合いを持つが、担当者全体を統合する会合はない。副校長であり PSE の担当者でもある E. B. Jones が、全体の責任者として計画調整にあたっている。しかし、実際の授業運営に関しては個々の教師に頼るところが大きく、教師の力量差は避けられない。

全校の学年別、教科別授業計画は以下の通りである。

「PSE (人間社会科)

Year 7 春学期

思春期——私の変化、身体的、感情的変化、そして、月経周期。

学校看護婦担当。質問に対して事実に基づく解答を用意する。

Year 8 夏学期

私の変化——身体的、感情的変化、また質問があればマスターベーション。

学校看護婦担当。質問に対して事実に基づく解答を用意する。

Year 9 夏学期

異性との人間関係の形成

セクシュアリティ・同性愛と異性愛

year 10 春学期

避妊

中絶に関すること

エイズ

Year 11 春学期

人間関係

セクシュアリティ

エイズ

サイエンス部門

Year 7 第2学期

思春期

子どもを産む

受精

妊娠と出産

出産後ケア

Year 8 第3学期

性の遺伝継承

修正 (revision)——生殖器官と生殖細胞

Year 11 第2学期

人間のセクシュアリティ, 性的発達 (ホルモン変化)

動物の交尾 (生殖器官)

生殖細胞の構造

月経周期とホルモン

受精と胚, 胎児の成長

出産」

教科書の採用はそれぞれの教科ごとに担当者が行う。授業ではワークシートも多用され、テレビ番組からとったビデオなどもディスカッションの題材に有効利用される。

同校では、「性教育方針」検討グループの一員でもある学校看護婦の役割

が重要な位置を占め、Gillick 事件以後の世論動向に配慮して、教員が生徒に対して避妊等の処置、アドバイスは行わないという厳格な方針を立てている。教員と学校看護婦との連携は密で、個々の子どものカウンセリング、相談事の対処だけでなく、専門的な知識を含んだ授業も学校看護婦の分担である。Year9では女子の10%は性関係を持っており（Jones 談）、避妊等の具体的な情報提供は不可欠である。いわば、個々の生徒の個人的問題に対応するのに、間口を狭めてより専門的に対処する方向である。学校看護婦の授業は PSE でフォローアップされている。

④ 生徒の妊娠

性教育が政策内に取り入れられた背景に、十代の妊娠の急増があった²⁰⁾。ケンブリッジは必ずしも十代の妊娠、出産が多い地域ではないが、各学校毎年数名ずつのスケールで見られる。同校に関し Jones は次のように言う。

「今年の卒業したばかりの Year11では、Year10の終わりに妊娠した子がひとりいて学校を辞めたのと、中絶がひとりいました。ハッキリ分かるわけではないのですが、おそらくそうだろうと思います。流産が一人、妊娠を続けた例は知る限りありません。去年妊娠が2人いて出産しました。」

英国全体が十代の妊娠出産に頭をいためている中で、この数字は低い方だと見てよい。

⑤ “長期的安定的な関係”

家族のテーマには気を使う。実際に多様な家族背景の子どもがいる中で、法的な結婚のみを家族として扱うことは彼等の生活を否定することに繋がるとして、学校としては法的な婚姻ではなく“長期的安定的な関係”を支持するところに視点をおいている。しかし婚姻の扱い方にはイスラム教徒は強い関心を持っており、婚姻以外の関係を題材に授業でディスカッションするよ

うなことは避けている。

また、同性愛については、もしも生徒が授業で話題にした場合には取り上げ、それを存在としては説明するが、「興味関心を満たす情報を与えることと、自分のセクシュアリティその他よけいな心配をさせるほど与え過ぎること」(Jones 談)は違うので、そのバランスをとる努力をしていると言う。

以前は、自由な性関係は当然視しながらの性教育が中心であったが、最近では違っているという。Jones は教職に着いて以来、長年に亘って性教育に関わる経歴を持っているが、Jones 自身も、また全体的な動向としても、最近では性関係に関しては一人のパートナーを奨励する傾向にある。10年前は、子どもたちの性行動も活発であったが、最近はそうでもないという感想も語られた。教師のこの安定化路線への姿勢の変化は、政策的な外圧があったからというよりは、それを順当とさせる背景があると考えるべきである。Jones 自身、政府が安定志向の性教育を提示した背景を自らの言葉で次のように言う。

「問題は、社会の質の低下がどうして起こるかです。なぜ壊れた家が増えるのか、なぜ少年の間で犯罪や暴力などが増えるのか。(略) 全国的動向が『家族を大切にしなければならない』という方向であるのは確かで、私たちの大多数もやはり誰かが離婚を避けようとしていれば離婚する前に調停を勧めるでしょうし、そうすることは悪いことではないでしょう。生徒たちが自由に避妊を手に行ける以前のような学校だと、奨励しているわけではないにしても、生徒たちが性的に活発になりやすい気がします。」

「(性教育の) 授業をしているのは全てかつてのヒッピーです。」という言い方を Jones はするが、自身も含めて各学校で中心的に性教育を推進しているのは、ほとんどが1960年代の自由主義的な思想に共鳴し、人々を旧来の性モラルから解放するという実践を学校現場で培ってきた人々である。それらの教師の中にも、自由な行動を奨励するのではなく、安定化を支持する考え

が広く持たれるようになってきたことは、この時期の性教育政策を理解する上で重要なポイントである。

⑥ 親の理解

センシティブな事柄を扱う性教育にはとりわけ教師と親の信頼関係が不可欠であると Jones は言う。ある教育実習生がコンドームについて冗談を言ったところ翌日親から抗議があったという。信頼関係があれば親が善意で教師の意図を汲むが、そうでないと逆に反感を持たれることになる。この関係形成には丁寧な目配りが必要となる。たとえ親に対する説明会で親の納得が得られても、必ずしもそれで父母保護者の意見を集約したことにならなかったと、Jones は次のように言う。

「(略) 家庭と学校の関係はとても難しいものです。もちろん事前にこちら側から書類を用意します。理事会とも話し合い、PTA とも会いました。けれども運悪く（その会合に出席して…広瀬）理解してくれていたのはあるタイプの親だけのようなのです。(略)」

同校は別途ムスリムコミュニティの人を対象にした説明会を設定した。その時の様子を Jones は次のように言う。

「実は、ムスリムの指導者がいて、彼が退席を指導しています。ムスリムコミュニティの指導者と親たちと話し合いをしました。親といっても実際に来たのは男性だけでしたが、責任者が私で、他の参加者のすべて男性という面白い会合でした。通訳をおいて彼らの不安をできるだけ取り除くようにしました。安心してもらえたようでした。学校で気軽な性関係を支持するようなことをしているのかと聞かれましたが、そのようなことはしていません。(略)」

イスラム教徒は各地でコミュニティを作っており、生活全般に関して強いネットワークを持っている。イスラム教という宗教教義を西洋世界場で解

釈しながら生活するために、このネットワークは重要である。従って、生活上の個々の事柄に関しての行動判断は個人的なものであるというよりは、Jones が指摘しているようにコミュニティの意向であることが基本である。とはいっても、個々のメンバーの行動が細かく拘束されているわけではなく、実際に子どもを退席させるかどうかは最終的には親の判断による。

同校ではイスラム教徒の家庭の子どもの30%がサイエンス以外の性教育から退席している。

⑦ OFSTED の評価

政府の教育査察機関である OFSTED²¹⁾ は、同校の性教育を次のように評価している。肯定的、積極的な評価である。

「同校は、人間社会科の授業構成が良く、個々人の発達と人生指針に資するところが大きい。健康教育は、難しい諸問題をもうまく扱っている。同校は、幅広いドラッグ教育も実施しており、しっかりした授業計画によって有効性を発揮している。性教育の方針は、必要な事柄を満たしているが、授業計画に特筆されているのは year10 での避妊に関する授業のみである。子どもの保護に関する事柄も授業全体の構成の過程の中で適切に触れられている。」(OFSTED 調査報告1996年より)

(2) The Netherhall School の場合——専門担当者方式

インタビュー者 性教育担当教員 Jennifer Simms

① 学校概要²²⁾

学校名：The Netherhall School

学校のタイプ：コンプリヘンシブ

行政形態：州の管轄下

生徒の年齢層：11から18才

無料食事券割合：6%

英語以外の母国語家庭：少数

生徒数：各学年250名前後、Year 7-11全体で男子622、女子626、合計1248人。

専任教員数：86.15人

教員一人当りの生徒数割合：16.83：1

Year 7-11全体の平均授業クラス人数：23.6人

The Netherhall School(以下 Netherhall)は、Chesterton と異なり、Year 7-11に加えて後期中等教育に当たる Sixth Form と初等学校を併設する大規模な学校である。中等学校部分は The Upper School、初等学校部分は The Lower School と呼ばれる。無料食事券割合は6%と低く、また英語以外を母国語とする家庭の子どもも少なく、全般的に経済的に恵まれた層の子どもが多いことが予想される。

② 授業の運営と計画

Netherhall では1994年の新制度開始まで、Year10と11、すなわち14才から16才の生徒に対する性教育は行われていたが、Year7から9に対しては新しい試みである。同校では、サイエンス以外の性教育は、それを専ら担当する3人の教員がチームを組んで行い、その内の2人が中等学校を担当している。

このチーム方式は、教師の力量差、意欲差から生じる問題、従って親との意思疎通を欠いたが故の不信感、及び多くの教員をコーディネートする困難を克服する利点がある。2人の教師はそれぞれAレベル²³⁾イスラム語、宗教教育の担当教員でもあり、強い宗教的背景を持つ子どもや文化的宗教的マイノリティの子どもに配慮した授業に当れるように努めている。一方、限られた人数のスタッフで全校の性教育をこなさなければならないため延べ授業

数は少なからざるを得ないが、「全員が授業をしてあまり上手くないか
よりは、授業数は少な目にしてそれを適切に行う方」(Simms 談)をとると
いう方針である。

同校の性教育プログラムは、「家族生活と性教育」と題され、その全体計
画に沿った教材が編集されている。このテーマのネーミングは政府の方針に
沿う意図がある (Simms 談)。その「目標と目的」は、「全ての子どもたち
の個人的社会的発達を支援、子どもたちが自分のそして他の人のセクシュア
リティを理解する能力を身につけられるよう」にし、「自分のセクシュアリ
ティを前向きに表現でき、相互理解に基づいた、虐待や圧力のない人間関係
を楽しめるようにすること」で、次の11の項目が具体的内容としてリストア
ップされている。

1. 子どものニーズに合い、どの生徒やグループにも事柄が理解できるよう
な形で、差異の理解を助長する進歩的学習プログラムを提供する。
2. 身体全ての部分に関して適切な名称を示してセクシュアリティを肯定
的に受け入れられるようにし、身体全ての機能に肯定的なイメージが持
てるようにする。
3. 性に関する質問や話し合いが、周囲を気にせずに行える雰囲気をつくる。
4. 迷信や過った言い伝え、何が「正常」な行動かに関しての不正確な理解
をなくす。
5. 成長発達 (身体的、感情的、社会的) の早さや思春期、社会的活動の開
始年令がひとそれぞれであることを子どもに理解させ、人生サイクルの一
部として各種変化が起きることを常に自覚させてそれらに適応できるよう
に援助する。
6. 家族生活の価値、親になること、ごく幼い子どもには何が必要かを理解
させること。
7. 個々人のセクシュアリティにはそれぞれの文化が持っている価値観、宗
教が影響していることを理解し尊重する。
8. 例えば会話や意志をはっきり伝える伝達方法など人間関係を築く技術を
高め、物事を決定し、問題を解決する技術を高める。

9. 子どもに自分が持っている権利を確認させ、望まない身体接触やそれ以上の事態に抵抗し、その種の事に関して自分の意志を伝えることができるようにする。
10. 性的なアイデンティティを認識し社会にあるセクシズムや偏見に立ち向かい、平等な機会を推進する。
11. 援助を得る方法を知り、それらを自信を持って利用することができるようにする。」

学年毎に扱う項目は、次のようになっている。

「Year 7 離婚、喪失、誕生、思春期の心理的および感情的観点
Year 8 決断、友情、多様な関係、HIV/AIDS の感染に関する基本的情報
Year 9 個人の選択と安全性を重視した避妊に関する基本的情報」²⁴⁾

Key Stage 3の大部分を担当するサイエンスに関しては、次のように計画されている。

「Year 7

Science - 多様性 夏学期

植物、人間のライフサイクルに関する導入。人間の生殖では、成長、思春期、家族生活、発達と人間関係の重要性、性的生殖と出産が含まれる。生徒に、Year 7の生徒の中にも多様な人がいるということを認識させて、ステレオタイプということについても考える。

Year 9

Science - 健康教育 夏学期

私たちには性に関して自分で選ぶ権利と責任があること、しかし他人を批判する権利はないことを伝える。人間の生殖、妊娠、避妊、性感染症に関する知識を与え、人間関係を築く時の態度や価値観について考える。生徒が十分な情報を得て自分で納得いく選択ができ、それに基づいた行動ができる自信を持て

るようにする。」

③ 企業スポンサー

生理用品など扱う一般企業は学校の性教育用に教材を作成しており、各学校に無料で配付している。この種の教材は同校を含めて広く使われ、教師生徒双方に好評である。Simms は次のように言う。

「ある生理用品会社が無償で提供しているこの教材セットを使いますが、よくできています。親は思春期に関しての冊子をもらいますが、男の子たちはなかなかよいと言って好んで読んでいます。私は子どもたちは当惑するのではないかと思っていたのですが、私に質問に来る子たちもいましたし、喜んで持ち帰っていました。女の子たちは、無料サンプルが入ったパックをもらいます。メーカーを一つに限らないような配慮は、明確にしなければならないと思っています。」

教材は実際に教師の使用に耐えなければならず、内容的には吟味創意工夫がある。企業として教材配付は将来の顧客獲得策でもあり、教材費に余裕のない学校と利害が一致している。引用にもあるように、教師用、生徒用だけでなく親に配付する啓蒙用のものまで用意されている。

④ 生徒の授業評価

年度終了後、性教育全体に対して生徒の授業評価が行われる。評価リストには次のような項目が並ぶ²⁵⁾。

- 「1 性教育の授業は男女別クラス、ホームルームクラス、合同のグループわけクラスのどれが良いですか。
- 2 今年の性教育の授業でどのようなことを覚えていますか。
- 3 授業は、すごく良い、良い、まあまあ、良くない、のどれでしたか。

- 4 授業で使った教材についてはどうですか。
- 5 授業中に質問しやすかったですか。もしも「いいえ」の場合、どうすると質問しやすくなりますか。
- 6 授業で習いたかったことはありますか。
- 7 性教育の授業について次の誰かと話をしましたか。友だち、兄弟姉妹、親、クラス担任、その他。
- 8 毎年性教育は何時間くらいやるのが良いと思いますか。
- 9 性教育は誰がするのが良いと思いますか。友だち、親、クラス担任、専門の先生、看護婦／医者、その他。
- 10 性教育の授業をもっと良くするためにはどうすれば良いと思いますか。」

このアンケートから例えば、一部の女子生徒は事柄によっては男女別クラスを望んでいることなども浮かび上がるが、学校理事会による保護者宛「報告書」(1996)²⁶⁾は、性教育に対する子どもの評価を「全般的に反応は良好である。子どもは概して熱心で、友だち同士あるいは教師と様々な事柄を議論することを喜んでいる。」としている。

⑤ 親に対する説明

Simms は、保護者に対する説明会の様子を次のように語っている。

「去年会合を持ち、出席率は正直それほどよくはなかったのですが、出席した親たちは反対意見を言いに来た人たちで、そうだとすれば出席者は全体的に私たちの考えを支持してくれました。ひとりだけ、どのような性教育からも子どもを退席させたいという親の意見がありました。(略)実は、親にどのような事柄を扱うのかを説明したのですが (Year7で「誕生」を考えていました)、あるイスラム教徒の父親は、子どもが女性の出産の場面をビデオで見るのだと思ったようです。(略)私たちの意図は、新しい仲間が家族の中に加わるということを扱うのであって、子どもが誕生する過程を扱うのではないということを説明しましたら、その方も自分の子どもがその授業を受けることをとても喜んでくれました。」

同校では出産場面のビデオは見ないとしているが、見る学校もある。とりわけイスラム教徒にとっては、相容れない部分である。

先の理事会報告書に因ると、この年、性教育から子どもを退席させる旨申し出た親は2人であった。

⑥ OFSTED の評価

OFSTED は同校の性教育を次のように評価している。肯定的、積極的な評価である。

「同校は、学校理事会が作成した方針に従って性教育を実施している。Y10とY11では、性教育は人間社会発達コースを通じて行われる一般的な健康教育の一部として行われている。この授業は構成もよく、又生徒の評判も良い。初等学校では健康教育はパストラル²⁷⁾のプログラムとフォーマルな教科の授業の両方を通じて行われている。」(OFSTED 調査報告1993年より)

この第1回目査察は義務制度化前に行われたものであるが、第2回目の査察は1999年に行われ、そこでも同校の性教育は「性教育、ドラッグ教育、パストラルサポートは、同校に於いてはとりわけ強力な部分である」(c67)として高く評価されている。

(3) Impington Village College の場合——コーディネーター方式

インタビュー者 性教育担当教員 Alex Macfarlane (健康コーディネーター Health Co-ordinator)

① 学校概要²⁸⁾

学校名：Impington Village College

学校のタイプ：コンプリヘンシブ

行政形態：州の管轄下

生徒の年齢層：11から19才

無料食事券割合：7.2%

英語以外の母国語家庭：8%

生徒数：Year 7-11各学年200名前後で、合計1210人。

専任教員数：73.42人

教員一人当りの生徒数割合：16.22：1

Year 7-11全体の平均授業クラス人数：23.11人

Impington Village College (以下 Impington) は、ケンブリッジ州に属しケンブリッジ市の北側に隣接する中等学校で、子どもたちの家庭背景、経済階層はケンブリッジ市周辺の平均的な値を持つ。また、Netherhall と同様に後期中等学校である Sixth Form も持つ。

② 授業の運営と計画

同校は、性教育を、全教員が自分の教科内で行い、それを全校レベルでコーディネーターが統合調整をはかる形をとっている。性教育を教科横断的手法で行うこの方法は、授業を受ける子どもの側からすると良い方法であるが、教科毎の評価に工夫が必要であると Macfarlane は言う。また何よりも全体のコーディネートが「悪夢のように大変」(Macfarlane 談) だという特徴はある。

同校では PSE を特設せずにこの方式をとっているが、それは PSE 領域に関してそれぞれの教科担任がその教科の専門家としてその教科目の中で積極的取り組みができるようにという意図である。かつて PSE を特設した時期もあるが、その場合 PSE は後回しになりがちであったことの反省であるという。

実際にインタビュー当時性教育プログラムに組み込まれている教科は、サイエンス、英語、人文であるが、例えば事故、事件などを統計的に把握する

表2 Impington Village College 性教育カリキュラム表

学 年 教 科 項 目	Y 7			Y 8			Y 9			Y 10			Y 11		
	サイ エ ン ス	英 語	人 文	サイ エ ン ス	英 語	人 文	サイ エ ン ス	英 語	人 文	サイ エ ン ス	英 語	人 文	サイ エ ン ス	英 語	人 文
人間関係に於いては、その人の選択が大事であることを知る。	○						○								○
微生物は、性的接触も含めて幾つかの方法で感染することを理解する。	○						○				○				
道徳観について話し合い、文化によってそれが異なることを調べる。							○	○			○				○
ステレオタイプ化することの弊害を理解する。	○						○				○				
性的に活動しない権利があること、親になるのはその人の選択であることを理解する。性行動に影響する社会的生物学的要素に気付く。	○						○								○
思春期に起こる身体的、感情的変化	○						○					○			
性行動に関する英国の法規定							○	○							
生物学観点からの生殖	○						○						○		
家族計画の利点と欠点を個人的、社会的観点から考える。							○				○	○			
妊娠、出産、HIV/AIDS など微妙で論争的な事柄について知り、話し合う。							○				○				○
Relate のように、人間関係について相談できる組織の有効性を知る。								○							○
セクシュアリティや性行動に肯定的な感情を持つことは人間関係に重要であることを知る。また、時間の変化と共にライフスタイルの中でセクシュアリティの重要度が変わることを知る。							○								○
性的関係の諸段階 パートナー関係、結婚、離婚、相手を失う衝撃、別離、死別	○	○			○		○				○				○

ところから始める数学科における性教育の可能性が模索されていた。

Year7から11までの各教科毎の焦点とねらいを一覧にすると表2のようになる。

③ 学内研修

全員が性教育に関与する方法では、授業水準の確保が課題となる。単元毎に細かく授業の進め方を記した指導案が作成されるなど、学内教材の充実がはかられている。このような教材もコーディネーターが中心になって編んでいる。学内研修、勉強会も持たれる。次にあるのは、1992年1月21日に作成されたサイエンスの教員研修用資料の一部で、授業中に生徒から発せられるであろう質問を想定した対応マニュアルである。13の想定質問が並ぶ。

- 「1 エイズってなんですか。
- 2 どうするとエイズにかかるのですか。
- 3 エイズと HIV はどう違うのですか。
- 4 男の人も女の人も自分と同じ性の人と寝たいと思う人がいるのはどうしてですか。
- 5 同性愛の人はベッドの中で何をするのですか。
- 6 ピルってなんですか。
- 7 コンドームに味がついているのがあるのはどうしてですか。
- 8 マスターベーションってなんですか。
- 9 シックスティナインってなんですか。
- 10 中絶って避妊ですか。
- 11 遺伝する病気ってなんですか。
- 12 セックスするってどんな感じですか。
- 13 先生はセックスはどれくらいしているんですか。セックスは楽しいですか。結婚した時バージンでしたか。」

これらの質問への対し方として1, 2, 3, 6などは正確な情報提供をすることを基本とし、10はまず中絶がどういうものであるか説明した上でそれ

を望ましいとは思わない人もいるということに触れよという示唆がある。また4, 5, 7, 8, 9などは人々のセクシュアリティや性行動は多様であることを知らせる方向で対処せよとしており、13のような教師自身に関する個人的な質問には答える必要はない、むしろ個人的なことは大勢の人前で話すようなことではないということ子どもに説明せよとしている。

④ OFSTED の評価

OFSTED は同校の性教育を、次のように評価している。肯定的、積極的な評価である。

「・カリキュラムと評価

PSVME (人間, 社会, 職業, 道徳教育) は Key Stage 3 でも引き続き行われている。健康と性の教育は良好で職業教育は構成が良く有益な情報提供を行っているが、十分な時間が充てられているとは言えない。法的に対応しなければならないことはナショナルカリキュラムの教科に関しては満たされている。

・学習のための条件整備

サイエンスで行われている健康と性の教育、英語と人文で扱われる道徳的社会的事柄はとりわけ効果的で子どもたちにも評判がよい。

・学校運営

理事会には、学校について十分な情報を持ち満足いく支援体制がある。必要に応じた研修の機会も設定されており、時には内部研修もある。担当毎の小委員会も機能しており、理事会総体の方向決定に資している。人事小委員会は、他の全ての小委員会の議長からなっており、この形態はとりわけ有効な方法である。理事たちはカリキュラム、性教育、特別な教育的ニーズを持つ子どもたちへの児童保護や対応に関する法的な責任は果たしている。全体礼拝に関しては、まだ対応されていない。」(OFSTED 調査報告1993年より)

(4) ムスリムコミュニティの理解

インタビュー者 Abdul Mabud (ムスリムコミュニティリーダー、

イスラミックアカデミー 副理事長 The Deputy Director, Islamic Academy)

性、婚姻はイスラム教の教義の重要な部分にある。

婚姻外の性行為の禁止、夫婦関係の重視、未婚男女の接触の制限、男女別の生活空間の維持などは、日常の生活スタイルと不可分に厳格に理解されている。そのような中で「世俗的」な性理解に基づく性教育は、彼等の生活規範と相容れない部分が多い。

Abdul Mabud は、学校の性教育に関して二つの問題を指摘する。1つは対象とする生徒の年令、もう1つは教育内容である。

「1つの問題は年齢です。性教育は何歳でしますか。どういうことを教えようと思いますか。ここ（ケンブリッジ…広瀬）のいくつかの学校で、8歳あるいは9歳児が（性交に関する…広瀬）ビデオを見ているのを見ました。夫と妻、いや男と妻ではなく、ビデオの中では男性と女性、少年と少女と言っていました。（略）男性と女性ならば誰でもこれをしてよいということなのでしょう。（略）少年と少女がセックスしている場面もありましたが、実際の映像ではありませんでした。（略）動くアニメーションでした、セックスしているところの。9歳の子どもはそのようなものを見せられるべきではないのです。」

教育内容の問題に関してはポイントは2つである。ひとつは身体や性を公的な場で話題にすることそのもの、もうひとつは性、婚姻の扱い方の問題である。まず裸体画像の扱いについて Mabud は言う。

「（身体について学習することは…広瀬）生物学の授業ならそれは絶対に必要ですが、（性教育というのは…広瀬）そういうことではないのです。医学の知識を学ぼうとしている医学生は、いいです、イスラム教も許しています。OK、しかしその種の（＝医学の…広瀬）必要性は、ただ身体がどうなるか知るように

（興味本位な…広瀬）こととは違うのです。どうして（性教育の授業で…広瀬）裸の画像を見なければならぬのですか。男の子は自分の身体がどうなるか知っていますし、女の子も自分の身体は知っています。お互いをただ知りたいというような好奇心は持つてはいけないのです。私たちの文化では、お互いの身体を知るということは結婚するまでお預けで、結婚後お互いを知り合う努力をするのです。」

出産場面を教材とすることに関しては、なおさら抵抗が強い。Mabud は言う。

「あなた達がプライベートな部分を見たその女性の尊厳品位ということに関してそれがどういうことなのかを知るべきです。それ以外に方法がないというとき以外にそういうことはしてはならないのです。たとえ年齢が低くなくても、私たちの信仰では、ひとにプライベートな部分を見せることは許されません。ひとのプライベートな部分を見ることも許されません。この禁止が外されるのは特定の場合だけ、すなわち夫と妻の場合だけ、あるいは医者のような特別な場合だけなのです。」

イスラム教徒にとっては生物学的な視点に限定したとしても、ヒトの裸体画像や第2次性徴期の身体変化は教材として望ましくないのであって、つまりはサイエンスの中であってもヒトの身体変化、生殖というテーマそのものが扱えないことになる。

とはいえ、性教育の実施に関しては譲歩した上で、また子どもを退席させる親の権利の行使を予定した上で、コミュニティは授業の内容について学校と話し合いの場をもった。婚姻外の性行為は認められないということを授業で子どもたちに伝えてほしいと各学校の理事会に申し入れたときの経験をMabud は次のように語る。理事会からは十分納得いく対応は得られなかったという。

「私の経験を一つお話ししますと、学校理事会の理事長と話したときにお尋ねしました。『分かりました、性教育をするのですね。(略)けれど一つお願いがあるのですが。子どもたちには婚姻外のセックスは禁止されているということを教えてもらえますか。』彼は、それはできないと言いました。(略)『イスラム教徒は婚姻外のセックスが禁じられていると信じていて、キリスト教徒は婚姻外のセックスが禁じられていると信じています、というようには言えますか。そうしてくれますか。』彼はノーと言いました。なぜダメなのでしょう。」

(略) 私は2つの学校の理事長と話しました。ひとり、はい、そうしようと言いました、がその後それはできないということが分かったということです。彼は学校理事会の会合で話し合ったところ、それはできないということになったということです。(略) 理由は教えてくれませんでした。しかし別の学校は理由を言ってくれました(略)。彼らが言うには、限られた時間しかないからということです。『おっしゃることは分かりますが、私たちはあまりたくさんの観点を教えるわけにはいきません、キリスト教徒はどう言って、イスラム教徒はどう言って、仏教徒はどう言うというようにはできません』と。(略) 私は、いいえそんなにたくさんの見方を示してくれと言っているのではなく、ただ2つだけでよいのだと言いました。1つはあなたの方の見方、世俗的な、まあ何でもよいのですが、もう一つはイスラム教徒がどう言うかで、キリスト教徒も同じように言いますから。プロテスタントも同じように言いますし、カトリックも同じように言います。シーク教徒も同じように言います。これらの宗教は全て婚姻外のセックスを禁じているのです。彼らの中の何人かはするかもしれませんが、何人かのイスラム教徒もするかもしれませんが、それは全く別のことです。宗教的な標準的な見解を子どもたちに教えて下さい。(略)」

Mabud は立場上、コミュニティの親に性教育から子どもを退席させるよう指示している。

V P S E型サイエンス

——Chesterton Community College の授業例

Impington のカリキュラム表、Netherhall のサイエンス内容を見ても分かるように、サイエンスで行われている性教育は、道徳、文化、法律、権利、

家族制度その他の人文、社会領域に大きくクロスした内容になっている。サイエンスの位置づけを Impington の Macfarlane は次のように言う。

「性教育のほとんどはサイエンスの授業でやっています。(略) 私たちはそれをどちらかという PSE の単元に近い形でやっています。知っていなければならぬ知識を教え評価の対象にするだけでなく、態度や価値観にも言及できればよいと考えています。(略) できれば(性教育を…広瀬)サイエンスに全部入れられるようにと思っています。」

授業計画を見る限りでは生物学的視点に限定されている Chesterton のサイエンスも含めて、今回調査対象となった学校は例外なくこの手法での授業を実施していた。PSE 型サイエンスは、しかし教師の「ゲリラ的」実践であるとするのは当たらない。前章に見たように、どの学校の実践に対しても OFSTED の査察結果は高い評価を与えており、しかもサイエンスの教科書も幾つかはこの方式をとっている²⁹⁾。

広瀬が Chesterton で参観した授業も PSE 型であった。同校が採用している教科書は *Spotlight SCIENCE* で、PSE 型を明確に採用している。参観した Year7 (日本の学校では小学校 5、6 年に当たる年齢) に配当されている単元は「成長 (Growing up)」で、身体の構造や各組織の名称と機能、生殖の仕組みの理解などを内容とする。教科書のこの単元は、5 つの章から成る。すなわち、「赤ちゃんを産むこと (Having babies)」「受精 (Fertilisation)」「ルースとジム (Ruth and Jim)」「誕生とその後 (Birth and after)」「青年期 (Adolescence)」である。例えば「ルースとジム」(あるカップルが妊娠、出産準備、出産、産後のケアを経験する設定) という章のネーミングからも、日本のカリキュラムで想定している理科とは違ったコンセプトが伺える。

また全体の導入部分、すなわち「赤ちゃんを産むこと」の出だしは次のような問いで始まる。

「赤ちゃんを産もうと決める理由は何だと思いますか。子どもを持つとする理由の幾つかが下に書いてあります。あなたが良い理由だと思うのはどれで、良くないと思うのはどれですか。グループになって話し合ってみましょう。あなたが一番納得できる理由から順番に並べてみるとどうなりますか。」

この問いに続いて、カップルが答えた9つの「理由」が吹き出し風にアレンジされて書かれている。

- 「子どもがいないと、きっと人は変だと思うから。」
- 「息子をつれてサッカーの試合を見に行きたいから。」
- 「子どもを育てることはやりがいのあることだから。」
- 「私たちが年とったら、子どもたちが面倒を見てくれるから。」
- 「私たちはただ、子どもが大好きだから。」
- 「私たちは家族を育てていきたいから。」
- 「子どもを持つと、私たちはより親密になれるから。」
- 「子どもは将来、家にもっとお金をもたらしようになるから。」
- 「私たちの両親が、孫の顔を見るのを待ち望んでいるから。」

授業のディスカッションでは、生徒の意見を聞きながらも、教師は例えば「子どもは将来、家にもっとお金をもたらしようになるから。」という意見に対して、子どもに労働させて賃金を得させることはできないこと、逆に子育てには多額の経費がかかること、しかし児童手当を得るというケースは考えられるといったコメントをしていた。

このようにして始まるこの単元は、従って全体的には身体の構造、機能の理解などワークシートの作業に多くの時間を費やしながらも、ビデオその他の教材も使いながらのときどきのディスカッションを含めて生活の中のセクシュアリティとリンクさせる形で構成されている。同性愛、妊娠中絶などの話題が生徒から出された時には、教師はその場で最低限の情報を提供し、それ以上は単元の最後に時間を取るのものでそれまで待つようにと処理していた。教科書のこの単元の最後には次のような7つの「問題」がまとめ部分として

ある。1, 2, 3, 5 は生物学的視点に近いが, 4, 6, 7 などは, PSE 型要素を多分に持つ。

- 「1 a) 人間の精子は, 女性の身体の中に放出された後どうなりますか。
b) 人間の卵は受精後どうなりますか。
2 次に書いてあることは正しいと思いますか。そう思うのはどうしてですか。
a) 「初めてのセックスでは妊娠しないって聞いたことがあります」
b) 「自分の排卵日を知ることができれば, その他の時のセックスは全く安全」
3 子宮の中にいる双児の図を見て下さい:
a) AからDに当る部分の名前を書きましょう。
b) 出産の時これらはそれぞれどのような働きをしますか?
c) 図の右側の胎児は, 左側の比べ出産の時には都合の良い位置になっています。どのようにですか? (左側は逆子の図…広瀬)
4 父親はどのように手助けができますか?:
a) 母親の妊娠中
b) 出産の時
5 a) 少女のからだは思春期にどのように変化するか4つ挙げてみましょう。
b) 少年のからだは思春期にどのように変化するか4つ挙げてみましょう。
6 カレンは14才です。彼女は「最近ずっと両親とうまくいかない気がします。私が行く場所, どんな友だちがいるのか, どんなものを着るのかまで, あれこれ言い合います。以前はとても仲が良かったのに。私がいけないのでしょうか。どうしてしまったのでしょうか。」と言っています。あなたはカレンにどんなアドバイスをしますか。
7 マークとシャロンは2人とも16才です。もう2年付き合っています。金曜日の夜ですが, シャロンは両親と結婚式に出るために週末出かけることになりました。マークは何もすることがありません。彼の友だちが, 地元のディスコクラブに行こうと誘ってきました。ディスコでマークはジョアンナに会いました。友だちたちは, ジョアンナはずっとマークに気があると言っています。この話の続きを2通り書いてみましょう。1つはマークがシャロンに対して思いやりと責任のある態度をとるもので, もう1つは, そうではない場合です。」

VI 政府妥協案の形式性

サイエンスのみ必修の「桎梏」は、PSE 型サイエンスによって実質的に無意味になっていることが分かる。政府の妥協案が反対派の思惑通りには機能しなかったということである。2つの回状にあるように政府案が性教育実施に反対する親の意見を尊重するという姿勢を見せたとしても、それは子どもを積極的に親に委ねる主旨ではなく、ましてや親の価値観を授業に汲む主旨ではない。子どものセクシュアリティに関与できない大多数の親の存在が性教育制度化の出発点であってみれば、また既に96%の親が学校で性教育をすることを支持する世論が背景にあってみれば³⁰⁾、子どもを退席させる親の自由も学校が親に第一義的教育責任を想定する意味よりは、独自の方針を持つ親と学校の間のトラブルを回避する意味において入れられたと理解すべきである。

婚姻外の性交の禁止を教えてほしいという Mabud の要求が学校理事会に入れられなかった問題は、したがって理事会が親の意見を軽視したかどうかの問題ではなく、この要求が性教育の基本方針と相容れるかどうかの問題となっていたのである。子どもにとって安定的な生育環境は必ずしも法的な婚姻関係にある男女の下に限らないという理解、そして現に多様な家族環境を背景に在学する子どもたちに肯定的な自己認識を形成することは、子どもと対面する教師の基本姿勢でなければならない。「嫡出」概念に繋がる Mabud の要求は、これとは相容れないものであった。「性と人間関係の教育に関する手引き」（教育雇用省、2000）も、家族の多様性に関しては個々の子どもの生育環境に考慮すべきことを次のように強調している。

「性と人間関係の教育に関する教育の一部として、子ども達に家族生活と子どもの養育についての結婚の性質と重要性を教えるべきである。しかし、政府は、

内務大臣の家族に関する諮問書「家族の支援」(The Home Office, Ministerial Group on the Family consultation document “Supporting Families”)にも示されているように、婚姻以外にも強固で互いに支えあう関係があるという認識を持っている。従って子ども達は結婚と安定的な関係を地域と社会の基本的な構成要素であるということを教えられるべきである。子どもの個々の家庭状況が否定的に扱われることがないように心しなければならない。」(導入 - 4)

PSE 型サイエンスの実践もこの理解の上にある。人間関係の安定化を志向するようになっていた教師たちの性教育実践は、方向としては政府が導入した政策と重なった。しかし政府が妥協を余儀なくされた一方で、個々の生徒に向き合うリアルな次元で性教育に関心を持つ学校にとっては、「全生徒が全部の授業を受ける」というコンセプト (Chesterton, 性教育方針書) は容易に手放せない部分であったということであろうか。PSE 型サイエンスは、いわば、性教育に自主的に取り組んできた教師の熱意と実践の蓄積に、「桎梏」が作用した時の反作用として生まれた形だといってよい。

しかしながら、この実践が政府の「協定」を形骸化したと見るのは正確ではない。イスラム教徒たちにとっては、はじめからサイエンスのみ必修策が「妥協案」になっていなかったことは先にみた。中央に於いて強硬なロビー活動を展開した道徳的正当右派にとっても、事態は類似していたのではないと思われる。政府案に「桎梏」を課す協定は確かに政策を変質させる可能性を持っていた。しかし反対派ロビーが議会や行政に持っていた圧力の大きさに比して世論に持つ影響力があまりに小さかったという事実³¹⁾、逆にいえば世論の中に持つ影響力の程度に比べて、反対派が議会や政府に及ぼした圧力が不均衡なくらい強かったということが、この協定を形だけのものにしたといえる。つまりは妥協案が制度化された以後の継続的なメンテナンスをするだけの基盤を反対派は欠いていたのである。政府案への「桎梏」は、政府の妥協的「姿勢」と反対派の「抵抗証明」を突出して表明する“デモンストレーション”にとどまると見るべきである。

政府妥協案のこの形式性ゆえに、PSE 型サイエンスのような制度枠を明らかにみだす実践が大きな障害なく模索されえたのであるし、この実践がまたその「桎梏」の形式性を増幅して投影する役割もしたのである。

- 1) 詳しくは、拙稿「イギリス性教育をめぐる現行法の枠組み－1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景－」『社会科学年報』第31号 専修大学社会科学研究所、1997参照。
- 2) Col. 19
- 3) 1993年教育法241-(3)-c
- 4) P. 8
- 5) この辺りの事情について詳しくは、拙稿「イギリスの性教育をめぐる議会論争－1994年性教育義務必修化の社会的背景と政策的意図－」『社会科学年報』第32号 専修大学社会科学研究所、1998年参照。
- 6) 全国規模の公益団体である全国子ども協議会 National Children's Bureau を母体とする組織で、1987年に設立された。2000年現在、子どもの福祉に関連する活動をしている46の全国組織を傘下に置き、性教育に関する幅広いネットワークを形成している。
- 7) Sex Education Forum. *An Enquiry into Sex Education*. 1992
サンプル イングランドおよびウェールズの全地方教育当局
回答率 75% N=87
調査方法 郵送方式
調査期間 1991年6月から9月
目的 学校の性教育に対する地方教育当局の支援および調査
- 8) 地方行政当局に、学校が同性愛を家族形態の一種であると扱うように支援してはならないと禁止している条項。
- 9) 16才未満の子どもに対して、医師が事情によっては親の承諾無しに医療的判断で避妊処方しようとした健康社会保障省(DHSS)の1980年の覚え書き指針に対して、Victoria Gillick が異義を申し立てた事件の判決。最終的には Gillick の訴えは退けられたが、世論に与えた影響は大きかった。社会的な賛否の議論を考慮して、DHSS は、1986年に回状を出し、親の意向は重視されるべきことを強調し、また総合医療委員会 GMC も、1991年に医師の判断に制限を課す方向を示している。

- 10) 中等学校第1学年
- 11) ケンブリッジ大学の Department of Education (現在の School of Education) の Madeleine Arnot 主催の国際セミナー Gender and Education
- 12) 初等学校が410余校, 中等学校が60余校
- 13) Helen Myles et. al. LDA, 1985初版, 1989第2版。出版以来1988年を除き毎年増刷されている。1986年には1年に2度の増刷がなされた。
- 14) 1956年性犯罪法 The Sexual Offences Act, 5, 6条
- 15) 1991 Census-Office For National Statistics (Crown Copyright)。インターネット版報告書 (<http://www.cambridge.gov.uk/city/census2.htm>)
- 16) OFSTED School Report 1996より作成
- 17) 1993年度の値
- 18) 特別な配慮を必要とする生徒のために加配されている教師。
- 19) Personal Social Education, 人間社会科。日本の生活科, 社会科, 道徳などに相当する。
- 20) 全国平均で1990年代の20才未満の女子1000人当たりの妊娠率は60前後であり, 出産率は25前後である。この数字はヨーロッパで最も高く, 世界的にも, アメリカ, ニュージーランド, カナダに次ぐものである。地域によってこの率に差はあり, 最も高い港湾産業地域では15才から19才の女子1000人当たりの出産が40人近くに上る。
- 21) Office for Standards in Education
- 22) OFSTED School Report 1993より作成
- 23) 高等教育進学資格取得のため後期中等学校で学習するプログラムのこと。
- 24) 保護者宛「学校理事会報告」October 1996。インターネット版 (<http://www.netherhall.cambs.sch.uk/news/index.html>)
- 25) 学校作成シート
- 26) 保護者宛「学校理事会報告」October 1996。インターネット版 (<http://www.netherhall.cambs.sch.uk/news/index.html>)
- 27) 生活指導に相当する
- 28) OFSTED School Report 1996より作成
- 29) 例えば, 後出 *Spotlight SCIENCE* の他に, *NEW HORIZONES* などがある

る。英国の教科書制度は自由執筆自由採用制であり、サイエンスの性教育に当る単元は、PSE 型から文字どおり生物学的視点に限定するものまでである。

30) Isobel Allen, *Education in sex and personal relationship*, Policy Studies Institute, 1987

31) 詳しくは、拙稿「新聞報道に見る性教育世論－イギリスにおける性教育制度化の背景－」『社会科学年報』第33号 専修大学社会科学研究所1999年、参照

(本稿執筆にあたり、平成12年度専修大学研究助成を受けた。)